

提 案 理 由

報告第5号 専決第6号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
理 由	本件は、市道管理瑕疵に伴う事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。 【事故の概要】 令和5年4月7日、被害車両が養父市奥米地地内の林道上村・米地線を出石方面に走行していたところ、道路わきの落石に衝突したことにより、フロントバンパー及び側面ドアを損傷させたもの ■損害賠償の額 338,536円 ■過失割合 市の過失80% 相手方の過失20%
報告第6号 専決第9号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
理 由	本件は、公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。 【事故の概要】 令和5年6月6日、養父市八鹿町八木地内の農道において市職員が公用車を走行中、県道を横断する際、県道を走行する車両と接触し、相手方車両と公用車を破損させたもの ■損害賠償の額 335,700円 ■過失割合 市の過失90% 相手方の過失10%
報告第7号	令和4年度株式会社おおや振興公社の経営状況について
報告第8号	令和4年度やぶパートナーズ株式会社の経営状況について
理 由	上記2件は、養父市が資本等の2分の1以上を出資している株式会社等の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものである。
承認第5号 専決第7号	専決処分したものにつき承認を求めることについて 令和5年度養父市水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分について

理由	本件は、大塚浄水場 膜ろ過設備タッチパネル更新工事において、発注から納品まで1年以上かかることが明白となったため、養父市水道事業会計予算について新たに債務負担を設定する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったので、「令和5年度養父市水道事業会計補正予算（第1号）」を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第3項の規定により承認を求めるものである。
承認第6号 専決第8号	専決処分したものにつき承認を求めることについて 令和5年度養父市下水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分について
理由	本件は、沈砂車（2 t級）購入事業において、発注から納車まで1年以上かかることが明白となったため、養父市下水道事業会計予算について新たに債務負担を設定する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったので、「令和5年度養父市下水道事業会計補正予算（第2号）」を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第3項の規定により承認を求めるものである。
議案第42号	市道路線の認定について
議案第43号	市道路線の認定について
議案第44号	市道路線の認定について
理由	上記3件は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、新たに市道として認定するため、同条第2項の規定により、議決を求めるものである。
議案第45号	令和5年度養父市一般会計補正予算（第3号）
議案第46号	令和5年度養父市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第47号	令和5年度養父市下水道事業会計補正予算（第3号）
理由	上記3件は、当面必要とする経費の補正を行うものである。
報告第9号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

理由	本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものである。
認定第1号	令和4年度養父市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和4年度養父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和4年度養父市養父歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	令和4年度養父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	令和4年度養父市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
理由	上記5件は、各会計における令和4年度決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、認定に付すものである。
認定第6号	令和4年度養父市水道事業会計決算認定について
認定第7号	令和4年度養父市下水道事業会計決算認定について
理由	上記2件は、各会計における令和4年度決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、認定に付すものである。